書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００００４号
仙台市泉区山の寺１丁目39番40号
清算株式会社　株式会社ユニ・メディア
代表清算人　猪岡　英生
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第３０３４号
大阪府交野市幾野６丁目33番２号
清算株式会社　エスケー株式会社
代表清算人　嶋田　健一
１　決定年月日　令和７年11月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００５号
神戸市長田区長楽町６丁目２番28号
清算株式会社　株式会社ヒルトン製靴
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１０４号
和歌山市中649―３―611
清算株式会社　伸宏商事株式会社
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１８号
埼玉県鴻巣市赤見台４丁目10番13号
清算株式会社　株式会社太陽造型
代表清算人　宮田　晃子
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
本協定において、協定債権とは、令和７年10月15日までの原因に基づいて発生した債権をいう。また、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とし、協定債権額は別紙のとおりとする。
２　協定債権の弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
３　協定債権の免除
各協定債権者は、前項の規定の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、本各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部